

所得が大きく減少した場合の減免制度

A 制度概要

失業・廃業等により所得が前年と比べて大きく減少し、生活が著しく困難となった場合には、申請により市民税・県民税を減免されることがあります。

※以下、所得減少の事由が発生した日の属する年を「当年」、その前の年を「前年」とします。

1 減免を受けられる方（以下の全ての要件を満たす方）

- ① 前年中の合計所得金額が300万円以下である方
- ② 失業又は廃業等により、当年中の合計所得金額見込額が前年中の合計所得金額と比べて3割以上減少している方（定年・自己都合による退職者等は除く）
- ③ 申請者を含む世帯全員の当年中の合計所得金額見込額が本市の市民税・県民税の非課税基準額以下である方

【本市の非課税基準額】

	合計所得金額
障害者・未成年者・ひとり親・寡婦に該当する方	135万円以下
扶養親族がない方	45万円以下
扶養親族がいる方	35万円×（扶養親族数＋1）＋31万円以下

※ここでの「扶養親族」とは、同一生計配偶者、16歳未満の扶養親族及び控除対象扶養親族を指します。

2 減免される金額

申請日以降に納期限（普通徴収分）または給与・公的年金の支給日（特別徴収分）が到来する税額（均等割及び所得割）について、下表の割合で減免します。

所得減少の割合 前年の合計所得金額	7割以上	5割以上 7割未満	3割以上 5割未満
200万円以下	全額※	2分の1※	4分の1
200万円超300万円以下	2分の1※	4分の1	8分の1

※ 原則、森林環境税の免除も併せて適用されます。

B 申請手続き

以下の必要書類を「D 申請先・お問合せ先」へ持参してください。

※減免申請書および所得見込額等申告書は、「D 申請先・お問合せ先」に用意してあります。また、本市ホームページからダウンロードすることもできます。

【必要書類】

- ① 市民税・県民税減免申請書兼森林環境税免除申請書（減免申請書）
- ② 所得見込額等申告書
- ③ 申請者を含む世帯全員分の当年中の合計所得金額見込額が分かるもの
例) 給与明細書、給与支払者の給与支払予定額証明書、年金支払通知書、廃業日までの収支内訳書
- ④ 失業・廃業したことが分かる書類
例) 雇用保険受給資格者証、離職票、税務署又は県税事務所に提出した廃業届の写し

※申請内容により、上記の他に書類が必要となることがあります。

C その他

本減免制度の適用を受けた方を含む世帯全員の当年中の合計所得金額の確定後、各事由の「1 減免を受けられる方」に掲げる要件を満たしていないことが判明した場合には、減免を取り消し、改めて納税通知書を送付する場合があります。

D 申請先・お問合せ先

お住まいの区	担当課	電話番号	F A X 番号
大宮区	北部市税事務所 個人課税課 (大宮区吉敷町 1-124-1 大宮区役所 5 階)	048-646-3102	048-646-3164
西区・見沼区		048-646-3103	
北区・岩槻区		048-646-3104	
浦和区	南部市税事務所 個人課税課 (浦和区常盤 6-4-21 ときわ会館 2 階)	048-829-1386	048-829-6236
中央区・緑区		048-829-1387	
桜区・南区		048-829-1389	